資料５

府指定がん拠点病院の
指定要件の見直し等について

令和８年度大阪府がん対策推進委員会
第２回がん診療連携検討部会

令和８年度国整備指針改正について

令和８年度７月30日付け厚生労働省健康・生活衛生局長通知「がん診療連携拠点病院等の整備について」により国拠点病院の整備指針の改正があった。今回の主な改正項目については、以下のとおりである。
今回の主な改正項目も含め府指定要件の改正について、次回の本部会でご審議いただきたい。

１．新たに必須要件となった項目

２．望ましい要件から必須要件となった項目

３．新たに望ましい要件となった項目

【令和８年度国整備指針改正】新たに必須要件になった項目①

	項目	
1　診療実績	（１）診療機能	**●集学的治療等の提供体制および標準的治療の提供** ・必要に応じて治験や臨床試験に関する情報を伝えている。
		●手術療法、放射線療法、薬物療法の提供体制の特記事項 ・手術療法、放射線療法その他の治療に伴い二次性リンパ浮腫を発症するおそれのある患者に対し、当該合併症に関する早期治療の重要性を含めた情報提供及び必要な説明を、治療開始前又は治療後早期に実施する体制を整備している。
		●緩和ケアの提供体制 ・緩和的画像下治療（IVR）について、自施設での実施が困難なため、提供可能な施設との連携を図っている。 ・ホームページ等で、緩和的画像下治療（ＩＶＲ）の実施体制について分かりやすく公表している。
		●それぞれの特性に応じた診療等の提供体制 ・妊孕性への影響が想定される患者及び家族には必ずがんの治療方針決定前に適切な情報提供を行い、その実施状況を把握・評価し、課題認識を関係者で共有した上で、適切な改善策を講じている。 ・妊孕性への影響が想定される患者については、治療方針決定前に、院内又は地域の生殖医療に関する専門家へ迅速に相談できる体制を確保している。
	（２）診療従事者	**●専門的な知識及び技能を有する医師の配置** ・三大療法（手術療法、放射線療法、薬物療法）に関する総合的な研修を受けた医師を１人以上必要な数配置すること。
		・循環器疾患の専門的な知識及び技能を有する医師を１人以上配置していない場合は、「循環器科」等が設置されている医療機関との連携体制を確保していること。
		●専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置 ・緩和ケアチームに、相談支援に携わる専門的な知識及び技能を有する者を１人以上必要な数配置すること。
	（３）その他の環境整備	・面会について、「医療機関における面会について」（令和７年10月20日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）に準拠して実施している。

【令和８年度国整備指針改正】新たに必須要件になった項目②

	項目	
４　相談支援及び情報の収集提供	（１）がん相談支援センター	・自施設の状況に応じて、病棟、外来、地域連携、入退院支援、相談支援等の関係部門が、看護師を含む関係職種と連携し、患者及びその家族の相談内容に応じて必要な支援につなぐ体制を整備している。
		（患者からの相談に対し、必要に応じて速やかに院内の診療従事者が対応できるよう、病院長又はそれに準じる者が統括するなど、がん相談支援センターと院内の診療従事者が協働する体制を整備している。） ・当該体制の運用状況及び課題について、関係部門及び関係職種が参画し、定期的に検討している。 ・相談支援に携わる者に対する教育機会を提供し、相談支援サービスの質の向上に取り組んでいる。
		・がん相談支援センターの業務として、以下に示す項目等について、がん相談支援センターが窓口となり、自施設の関係部門及び医療機関と連携し、病院全体で対応できる体制を整備している。 -がんの予防・検診・治療に関する一般的な情報提供 -自施設の診療機能及び、連携先となる医療機関に関する医療提供体制の情報収集、提供 -患者の治療に関する意思決定支援、セカンドオピニオンに関する情報提供 -がん治療に伴う生殖機能への影響や、生殖機能の温存に関する相談 -小児がんの長期フォローアップに関する相談 -がんゲノム医療に関する相談 -希少がんに関する相談 -アピアランスケアに関する情報提供・相談支援 -がん患者の療養生活全般（経済的支援を含む）に関する相談支援及び情報提供 -就学・就労（産業保健総合支援センターや職業安定所等との効果的な連携を含む）に関する支援 -ＡＹＡ世代のがん患者に対する治療療養や就学、就労支援に関する相談 -高齢者のがん治療にかかる支援に関する相談 -障害のある患者への支援に関する相談 -医療関係者と患者会、ピア・サポーター等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援 -その他相談支援に関すること
	（３）情報提供・普及啓発	・患者に対する適切な病院情報の提供を図る観点から、医療機能情報提供制度に基づき、医療情報ネットにおいて公表する自施設の医療機能情報について、１年に１回以上の報告を行い、修正又は変更が生じた場合、必要な更新を行っている。
		（都道府県協議会において協議・整理した公表項目に従い、自施設の手術療法・薬物療法・放射線療法に関する診療実績及び当該がん医療圏内のがん診療情報や連携医療機関等について、ホームページ等でわかりやすく情報提供している。） ・その際、医療法に基づく医療広告等ガイドラインに沿って、その記載が虚偽や誇大な内容等、患者を誤認させる内容とならないよう留意し、自施設における問い合わせ先を併記している。 ・都道府県協議会の求めに応じて診療実績等の情報を都道府県協議会に報告している。

【令和８年度国整備指針改正】望ましい要件から必須要件になった項目

	項目	
１　診療体制	（１）診療機能	**●手術療法、放射線療法、薬物療法の提供体制の特記事項** ・厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業（ＪＡＮＩＳ）へ登録している。
		・画像下治療（ＩＶＲ）を提供している
		●緩和ケアの提供体制 ・診断や治療方針の変更時には、ライフステージ、就学・就労、経済状況、家族との関係性等、がん患者とその家族にとって重要な問題について、患者の希望を踏まえて配慮や支援ができるよう努めている。
		●それぞれの特性に応じた診療等の提供体制 ・がんに関するBCPを策定している。
	（２）診療従事者	**●専門的な知識及び技能を有する医師の配置** ・専任の細胞診断に係る業務に携わる専門的な知識及び技能を有する者は、細胞診断に関する専門資格を有する者であること。
		・がんのリハビリテーションに係る業務に携わる専門的な知識及び技能を有する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等をそれぞれ１人以上必要な数配置すること。
	（３）その他の環境整備等	・患者とその家族が利用可能なインターネット環境を整備する際、病室から利用可能な無線ＬＡＮ等のインターネット接続環境を整備すること。
４　相談支援及び情報の収集提供		・患者サロン等について、オンライン環境での開催も可能としている。

【令和８年度国整備指針改正】新たに望ましい要件となった項目①

	項目	
１　診療体制	（１）診療機能	**●集学的治療等の提供体制および標準的治療の提供** （標準治療として複数の診療科が関与する選択肢がある場合に、その知見のある診療科の受診ができる体制を確保している。） ・また、当該診療科への受診手順を明確化し、ホームページ等による周知を行っている。
		●手術療法、放射線療法、薬物療法の提供体制の特記事項 ・特別措置病室で対応可能な核医学治療を提供している。
		・がんゲノム医療を提供できるよう、がんゲノム医療中核拠点病院等に指定されている。
		●緩和ケアの提供体制 ・緩和的画像下治療（ＩＶＲ）を患者に提供できる体制を整備している。
		●それぞれの特性に応じた診療等の提供体制 ・がん医療に関するBCPについて、がん医療に携わる医療従事者への周知を図っている。
	（２）診療従事者	●専門的な知識及び技能を有する医師の配置 ・循環器疾患の専門的な知識及び技能を有する医師を１人以上配置すること。
		●専門的な知識及び技能を有する医師以外の配置 （緩和ケアチームに、相談支援に携わる専門的な知識及び技能を有する者を１人以上必要な数配置すること。） ・当該相談支援に携わる者は社会福祉士等であること。なお、当該相談支援に携わる専門的な知識及び技能を有する者は、他部署との兼任を可とする。
		・緩和ケアチームに協力するがんに関する専門的な知識を有する管理栄養士を１人以上配置すること。

【令和８年度国整備指針改正】新たに望ましい要件となった項目②

	項目	
１　診療体制	（３）その他の環境整備等	（がん治療に伴う外見の変化について、がん患者及びその家族に対する説明やアピアランスケアに関する情報提供・相談に応じられる体制を整備していること。） ・その際には以下を実施すること。 -院内の医療従事者が、患者の状態等を踏まえ、患者に必要な相談支援・情報提供の内容を評価し、必要に応じてアピアランスケア担当者と連携している。 -院内の医療従事者が、一般的な相談支援・情報提供を行い、一般的な対応では困難な患者に対しては、多職種で連携し対応する。必要に応じて専門的な治療に繋ぐほか、各種情報提供等も行っている。 -適切な研修を受講したアピアランスケア担当者及びアピアランスケア管理者を配置している。なお、アピアランスケア担当者は多職種で構成している。 -院内でアピアランスケアに係る相談支援・情報提供について検討する委員会を開催している。 -アピアランスケアの基礎的事項及び院内対応に関する教育を実施している。
４　相談支援及び情報の収集提供	（１）がん相談支援センター	・ピア・サポーターの活用にあたっては、厚生労働省委託事業がん総合相談に携わる者に対する研修事業による「がんサポートグループ企画・運営者のための研修会」を受講し、取組の参考としている。